

平成 23 (2011) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：公法（行政法）

特定の事業者の活動を規制するための方法として、行政機関と当該事業者との間の合意による協定によって、事業者の側に、事業活動に係る一定の作為・不作為（環境汚染物質の排出削減、一定期間経過後の事業の廃止、事業活動に係る情報の公開、等々）や、行政機関による調査の受忍が義務付けられた場合、当該協定に法的拘束力が認められるか否かにつき、論ぜよ。